

いわき市農業委員会第8回総会議事録

1 開催日時

平成31年1月16日（水） 9時30分から10時40分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（32人）

(1) 農業委員（22人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	事務局次長
早水孝太郎	主任主査
林克伊	主任主査兼農地調整係長
野木隆司	農政振興係長
坂本聡	農政振興係 主査
府川将人	農地調整係 主査
金成聡司	農地調整係 主査
石島大輔	農地調整係 事務主任
西山諒	農地調整係 事務主任

4 欠席者（2人）

23 小泉昌男
24 佐藤吉行

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第8回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。 はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○ 第8回総会議案書 ○ 許可申請に係る意見及び決定理由書 ○ 現地調査位置図 ○ 【資料1】いわき市農業委員会事務局の組織改正について ○ 【資料2】農業者年金加入状況・受給状況内訳 ○ 【資料3】「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」について ○ 【資料4】いわき伝統野菜フォーラム2019の開催案内について 以上、7点です。 なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号7番、草野久仁昭委員よりお願い致します。
7番 草野(久)委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 －憲章唱和－
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。議事に先立ちまして、草野庄一会長より、ご挨拶をお願い致します。
草野会長	いわき市農業委員会第8回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様には、公私共にご多忙の中、午前中よりご参集頂き、感謝申し上げます。 平成31年が穏やかな日和の中で幕を開けましたが、委員の皆様には健やかに新年を迎えられましたこと、お慶び申し上げます。新たな気持ちを持って、農業委員活動にあたって頂ければと思っております。

草野会長	さて、本日の総会は、農地法に係る許可申請等のほか、事務局規程の改正についてご審議頂きます。 皆様には、慎重且つ円滑なご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶と致します。よろしくお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。 草野会長、よろしくお願い致します。
議 長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の欠席は、 議席番号23番 小泉 昌男 委員 24番 佐藤 吉行 委員でございます。 現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第8回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号16番 木幡 仁一 委員 17番 菅波 一郎 委員 以上2名にお願い致します。 また、書記は事務局にお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局 (鈴木次長)	－総会議案書 2 ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	取下げ、訂正、追案等について説明致します。 第 8 回総会の議案について、取下げ、訂正、追案等はありませんが、12月14日に開催されました第 7 回総会の議案について、「議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」において、訂正が 1 件ございました。 詳細につきましては、別添の資料「第 7 回総会議案説明書の訂正について」をご確認願います。内容と致しましては、譲渡人の氏名について、旧字体で記載すべきところを新字体で記載したものであります。毎回の訂正で申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げます。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、いわき市農業委員会事務局規程の改正について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の 3 ページをお開き願います。 －議案第 1 号を朗読、審議事項を説明－ 事務局規程の改正理由につきましては、資料 1 により説明させていただきます。 いわき市農業委員会事務局の組織改正についてでございます。 なお、これから私がお説明する内容につきましては、当該資料左上に記載がありますとおり、平成 31 年 2 月 5 日、火曜日に臨時記者会見を開きます。この日が情報解禁日となりますので、取り扱いにご注意頂きますよう、よろしくお願い致します。 それでは、この資料に沿って、ご説明致します。

事務局
(野木係長)

1 改正趣旨

農業委員会組織については、改正農業委員会法の施行に伴い、平成30年7月8日から第16期いわき市農業委員会として新体制に移行した。(新体制とは、条例定数を農業委員40人から農業委員24人及び農地利用最適化推進委員(新設)32人の計56人とし、現場活動を分化・強化するもの)

改正農業委員会法においては、農地利用の最適化の推進が必須事務として明確化されたが、農業委員会事務局組織については、現行の2係体制(農政振興係、農地調整係)で事務執行しているところである。

今般、農業委員会事務局組織についても、一層の効率的・効果的な事務執行体制を構築し、より適切に改正農業委員会法に対応する必要があることから、次のとおり3係体制(農地審査係(改称)、農地調査係(新設)、農政振興係)とする等の組織改正を行う。

2 実施時期

平成31年4月1日(月)

3 改正内容

(1) 「農地調査係」の新設

これまで主に農政振興係で所掌してきた事務のうち、農地利用最適化推進委員が行う「農地利用の最適化の推進」に関する事務を担う「農地調査係」を新設する。農政振興係は、人事・予算・広報等の庶務全般、農地台帳の整備、農業者年金等に関する事務を行う。

(2) 農地調整係から農地審査係への改称

県から農地転用許可等の権限移譲を受けたことから、農地の審査に特化し、行政窓口を明確にするため、農地調整係の名称を農地審査係と改める。

一層の効率的、効果的な事務執行体制を構築したいということから、ご説明のとおり改正を行うものでありますので、皆様のご理解をよろしくお願い致します。以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、いわき市農業委員会事務局規程の改正については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の 6 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書 2 ページをお開き願います。 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。 次の 3 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 それでは、説明させていただきます。 番号 1 番、申請地は平外 2 筆、地目は田、面積は 2,408㎡でございます。 権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。 外 7 件、番号 8 番までは売買による所有権に移転でございます。 続きまして、番号 9 番、申請地は平外 1 筆、地目は田、面積は 947㎡でございます。 権利移動事由は番号 10 番との交換による所有権の移転でございます。 続きまして、番号 11 番、申請地は平、地目は田、面積は 978㎡でございます。 権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。 外 1 件、番号 12 番までは贈与による所有権の移転でございます。 今月の 3 条申請面積は田 16,253㎡、畑 4,257㎡、合計 20,510㎡でございます。 番号 1 番から番号 12 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

事務局 (金成主査)	説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第２号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
５番 藁谷委員	議席番号５番の藁谷昭夫です。 番号１番から番号８番まで、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (金成主査)	番号９番から番号１２番まで、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されたとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。
２１番 和田委員	議席番号２１番の和田正人です。 売買の価格について、議案説明書への記載はできないでしょうか。
事務局 (林係長)	次回総会の議案説明書から、農地の売買価格について記載するよう対応致します。
議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等はございませんか。 特に無いようでありますので、お諮り致します。 議案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の7ページをお開き願います。
－議案第3号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(石島主任)

議案説明書5ページをお開き願います。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書6ページをお開き願います。

番号1番、申請地は平外3筆、登記地目は畑、転用面積は885㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は建設工事業を営んでおり、現在、平地内に資材置場の土地を借り受けておりますが、その土地の賃借期限が平成31年3月31日であり、諸事情により契約更新ができない状況です。そのため申請地を資材置場確保のために転用する案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、山田町外2筆、登記地目は田及び畑、転用面積は田が415.22㎡、畑が376.82㎡、計792.04㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人の住居敷地は小名浜道路の建設予定地となっており、家を取り壊して土地を県に引き渡さなければならなくなりました。近隣に代わりの土地を探していましたが、申請地の売買について譲渡人の内諾を得られたことから、移転先に住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は661㎡、権利移動事由は使用貸借権の設定、転用目的は農家住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人世帯は好間地区の借家に5名で居住しておりますが、子の成長に伴い、現在の借家では手狭になってきました。また、被設定人の親である設定人が居住する近辺に住宅を建築することにより諸般の不便を解消でき、農業経営の効率化を図る案件であることから、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は497㎡、権利移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は現在、譲受人の夫の社宅に居住しておりますが、急きょ社宅が改修工事されることとなりました。そのため、譲受人の父親である譲渡人世帯が居住する土地付近に転居先を設定し、住居を新築する案件であることから、事

事務局 (石島主任)	業実施は確実です。 番号5番、申請地は小川町外3筆、登記地目は田、転用面積は2,640㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、譲渡人は数年前から病気がちになり、子の協力を得ながら耕作を続けていますが、譲渡人自身が高齢であり、年々耕作範囲を縮小しています。そのような理由から、今後の農業収入の減少を補てんするため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。 番号6番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は1,638㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、申請地の上流に位置する堤が東日本大震災により崩壊し、現在も耕作ができない状況にあります。今後も堤を修復する計画は無く、譲渡人の農業収入の減少を補てんするため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。 なお、番号7番につきましては、無線基地局建設に伴う仮設用地としての一時転用案件、番号8番につきましては、資機材置場としての一時転用案件であるため、詳細の説明は省略させていただきます。 以上8件、面積は田6,718.22㎡、畑1,261.82㎡、合計7,980.04㎡となります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
6 番 鈴木(義)委員	議席番号6番の鈴木義直です。 番号1番から番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (石島主任)	番号7番、及び8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。

議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の 8 ページをお開き願います。 －議案第 4 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 7 ページをお開き願います。 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明致します。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 議案説明書 8 ページをお開き願います。 番号 1 番、申請地は江畑町、登記地目は畑、登記地積は503㎡、転用目的は太陽光発電設備です。 申請地は平成29年11月30日付で農地法第 5 条許可を受けております。 変更項目は事業区域面積の増加です。 変更前の事業区域面積は496.46㎡、変更後の事業区域面積は503㎡です。 変更事由は、事業を実施するにあたり、今回申請農地も事業用地として管理していくべき区域であることが判明したことから事業区域面積を増加するものです。 転用目的の変更は無く、事業区域の隣接農地に接する箇所については計画の変更がないことから、事業区域面積を増加させることによって周囲の土地に被害等を及ぼす恐れはありません。

事務局
(府川主査)

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

7 番
草野(久)委員

議席番号7番の草野久仁昭です。
番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、特段問題ないと判断されとのことでしたが、
その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第5号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の9ページをお開き願います。
－議案第5号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査)

議案説明書9ページをお開き願います。
議案第5号、現況確認証明願いについてでございます。
次の10ページをお開き願います。
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。
それでは、説明させていただきます。
番号1番、申請地は田人町、公簿地目は田、現況地目は原野、面

事務局 (金成主査)	積は619㎡でございます。 非農地化した経過につきましては、前所有者が平成18年に死亡し、継承人が定まらず耕作できずにおりました。 また、東日本大震災による小規模な地滑りもあったため、農地として復元することが困難となり、樹木が繁茂し現在に至っております。 以上1件、現況確認証明面積は田619㎡でございます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
8 番 箱崎委員	議席番号8番の箱崎寿正です。 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第5号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の10ページをお開き願います。 －議案第6号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書11ページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

事務局 (西山主任)	り、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在は平外3筆、現況地目は田、面積8,018㎡、外4件、詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画(案)は平成30年12月14日に開催しました第7回総会で可決した農用地利用集積計画に基づいて作成されたものです。 また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の11ページをお開き願います。 －報告第1号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の13ページをお開き願います。 農地法第3条届出について、説明致します。

事務局 (西山主任)	次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は四倉町外 6 筆、登記地目及び面積は田 2, 136㎡、畑366. 76㎡、権利を取得した日は平成29年12月28日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成30年11月21日でございます。外24件ございました。 議案説明書19ページをお開き願います。 権利取得面積は田103, 350. 85㎡、畑43, 690. 96㎡、合計147, 041. 81㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の12ページをお開き願います。 －報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の20ページをお開き願います。 農地法第 4 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は小名浜外 1 筆、登記地目は畑、面積は 925㎡、転用目的は住宅用地、都市計画法上の区分は工業地域、工事着工年月日は平成30年12月18日、受理年月日は平成30年12月 5 日でございます。外 2 件ございました。 転用面積は田2, 102㎡、畑1, 270㎡、合計3, 372㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の13ページをお開き願います。 －報告第 3 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (西山主任)	議案説明書の22ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は勿来町、登記地目は畑、面積は259㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は工業地域、工事着工年月日は平成30年12月15日、受理年月日は平成30年12月5日でございます。外22件ございました。 議案説明書27ページをお開き願います。 転用面積は田7,082.00㎡、畑3,218.98㎡、合計10,300.98㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の14ページをお開き願います。 ー報告第4号を朗読し、報告事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書28ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 次の29ページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は平、現況地目は田、面積1,529㎡でございます。 土地の引渡し時期は平成30年12月17日でございます。 以上1件、田が1,529㎡、畑が0㎡、合計面積は1,529㎡でございます。 以上、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の15ページをお開き願います。 ー報告第5号を朗読し、専決事項を説明ー

事務局 (野木係長)	議案説明書の30ページ、31ページをお開き願います。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、説明致します。 12月は2件の証明願いがありました。合計面積は田6,540㎡、畑332㎡、合計6,872㎡になります。 審査の結果、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の16ページをお開き願います。 ー報告第6号を朗読し、専決事項を説明ー 議案説明書の32ページ、33ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明致します。 12月は1件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。合計面積は田0㎡、畑2,016㎡、合計2,016㎡になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	【資料2】農業者年金加入状況・受給状況内訳について ➡ 第3四半期分の状況を報告した。 【資料3】「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」について ➡ 情報提供をした。 【資料4】いわき伝統野菜フォーラム2019の開催案内について ➡ 参加依頼をした。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 その他、委員の皆様から何かございますか。

議 長
(草野会長)

特に無いようでありますので、これもちまして、いわき市農業
委員会第8回総会を閉会致します。